

安来市空家管理事業者登録・紹介制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、空家の適正な管理を促進し、良好な住環境の持続を図るため、市が空家を管理する事業者（以下「空家管理事業者」という。）を登録し、空家の所有者等に空家管理事業者の紹介を行う安来市空家管理事業者登録・紹介制度（以下「本制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 安来市空家等の適正管理に関する条例（令和6年安来市条例第34号）第3条第1号に規定するものをいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (3) 空家管理業務 外観調査、家屋の通風、水道の通水、敷地内又は家屋の清掃、雨漏りの確認、庭木のせん定、除草、家財の処分、建物の修繕、害虫駆除その他空家等を適正に管理するために必要な業務をいう。

(空家管理事業者)

第3条 空家管理事業者として本制度に登録できる者は、空家管理業務を行う者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に事業所を有していること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) その構成員は、安来市暴力団排除条例（平成24年安来市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 家財の処分を行う事業者にあつては、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による許可又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による許可を受けている者であること。ただし、古物営業法第3条の規定による許可のみを受けている者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定よ

る許可を受けている者を所有者等へ紹介し、又はあつせんすることができる者であること。

(空家管理事業者の責務)

第4条 空家管理事業者は、次に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 空家対策に関する業務の提供及び当該業務に関する相談について誠実かつ適切に対応すること。
- (2) 自らが行う空家管理業務について、パンフレット、ホームページ、SNS等により広報を行うこと。
- (3) 個人情報等を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、収集し、作成し、若しくは利用しないこと。

(空家管理事業者の登録等)

第5条 空家管理事業者として登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家管理事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 家財の処分を行う事業者にあつては、第3条第4号に規定する許可証の写し
- (3) 空家管理業務の内容が分かるパンフレット、ホームページ等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、申請内容等を審査し、適切であると認めたときは、安来市空家管理事業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録するとともに、その旨を空家管理事業者登録通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録名簿に登録したときは、登録した内容について市ホームページその他の方法により公表するものとする。

(登録事項の変更等)

第6条 前条第2項に規定する登録通知を受けた者（以下「登録管理事業者」という。）は、当該登録内容に変更があつたときは、空家管理事業者登録事項変更届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。この場合において、

新たに家財の処分を行うものについては、第3条第4号に規定する許可証の写しを添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の届出があったときは、登録名簿を更新し、更新した内容について市ホームページその他の方法により公表するものとする。

(登録名簿の有効期間及び更新)

第7条 登録名簿の有効期間は、登録決定通知書の通知を受けた日から2年が経過する日の属する年度の末日までとする。

2 登録管理事業者は、前項の有効期間を更新しようとするときは、その期間が満了する日前30日以内に空家管理事業者登録更新申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 新たに家財の処分を行う事業者にあつては、第3条第4号に規定する許可証の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による更新申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、更新を決定するときは、空家管理事業者更新決定通知書(様式第6号)により登録管理事業者に通知するものとする。

(登録の抹消)

第8条 登録管理事業者は、登録を抹消しようとするときは、空家管理事業者登録抹消届出書(様式第7号)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の場合のほか、次のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

(1) 第3条に規定する要件に該当しなくなった場合

(2) 虚偽若しくは強引な手法による営業活動又は事実誤認を与える表示を行った場合

(3) 不要な業務の強要を行った場合、故意に見積りの金額等を偽った場合、著しく不適當な料金設定を行った場合その他業務が著しく不適當であると市長が認めた場合

(4) 所有者等との意思疎通が不十分であり、所有者等からの苦情、問合せ等に対して不誠実であった場合

3 市長は、前2項の規定により登録を抹消した場合は、その旨を空家管理事業者登録抹消通知書（様式第8号）により登録管理事業者に通知するとともに、当該事業者を登録名簿から削除するものとする。

（空家管理業務の内容等に係る協議等）

第9条 空家管理業務の内容、料金その他必要な事項については、登録管理事業者と所有者等との双方で協議し、決定するものとする。

2 市長は、前項の協議及び決定については、一切これに関与しないものとする。

（資料提出等の請求）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、この告示に定めるもののほか、登録管理事業者に対し、本制度に関する資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年2月26日から施行する。